

帯広市消防団条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和4年3月24日

帯広市長 米 沢 則 寿

帯広市条例第4号

帯広市消防団条例の一部を改正する条例

帯広市消防団条例（昭和32年条例第25号）の一部を次のように改正する。

第7条の次に次の1条を加える。

（休団）

第7条の2 長期間消防団活動に従事することができない団員は、3年を超えない範囲内で、消防団活動を休止（以下「休団」という。）することができる。

2 団員が休団しようとするとき又は休団中の団員が復帰しようとするときは、任命権者の承認を受けなければならない。

3 休団中の団員が復帰したときの階級は、休団した日に当該団員が属していた階級とする。

4 休団中の団員については、第6条第2号（第3条第3号に該当する場合を除く。）、第12条及び第13条の規定は、適用しない。

第14条第1項中「報酬」を「別表2に定める額の年額報酬及び出動報酬」に改め、同条第2項を削り、同条第3項中「報酬」を「年額報酬」に改め、同項を同条第2項とし、同項の次に次の1項を加える。

3 団員が第7条の2の規定により休団したときは、当該休団期間における当該団員の年額報酬は、第1項の規定にかかわらず、これを支給しない。この場合において、年の中途中において休団し、又は復帰した団員に対する年額報酬は、月割により計算した額を支給する。

第18条第2項を削り、同条第3項中「前項の職務に従事するため、」を「招集に応じ、職務に従事するため」に改め、同項を同条第2項とし、同項の次に次の1項を加える。

3 団長は、前項の職務に従事した団員を市長に報告しなければならない。

第18条第4項中「前項」を「第2項」に改める。

第21条の2中「第14条第3項」を「第14条第2項及び第3項」に改める。

別表2を次のように改める。

別表 2 (第 14 条関係)

1 年額報酬

階級	金額	
	年額	85,800 円
副団長	年額	65,400 円
分団長	年額	58,800 円
副分団長	年額	46,200 円
部長	年額	42,600 円
班長	年額	37,800 円
団員	年額	36,500 円

2 出勤報酬

職務	金額		摘要
	1 日につき	8,000 円	
災害現場の職務	1 日につき	8,000 円	1 日は 7 時間 45 分以内とし、7 時間 45 分を超えるごとに 8,000 円を加算する。
訓練のための職務	1 日につき	4,500 円	1 日は 4 時間以内とし、4 時間を超えるごとに 4,500 円を加算する。
予防及び警戒のための職務	1 日につき	4,500 円	
機械器具の手入れ等の職務	1 日につき	4,500 円	
会議の職務	1 日につき	4,500 円	

附 則

この条例は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。